

成松行政書士事務所 業務委託約款

令和2年10月15日 制定

第1条 (約款の趣旨)

当約款は、委託者（以下、「甲」という。）と成松行政書士事務所（以下、「乙」という。）との間にて締結された契約（以下、「本契約」という。）により、乙に委託された行政書士法その他規則に規定される行政書士業務及び付随する業務、並びにその他業務について、権利義務関係を明確にすることを目的とする。

第2条 (誠実義務)

甲及び乙は、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければならない。

2 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義のある事項が発生した場合、甲及び乙は、速やかに協議しなければならない。

3 前項の協議を行い、疑義等が解消された後、乙はその協議の内容に従い、業務を遂行する。なお、疑義等の原因が乙の責めに帰すべき事由によらない場合、乙は業務の遅滞、変更にともなう損害の賠償等の責任を負わないものとする。

第3条 (個人情報等の取扱い)

本契約に際し乙が収集した個人情報については、原則として以下の目的のみに利用する。

- ① 甲より照会を受けた内容に回答するため
- ② 甲に対するサービスの案内、情報提供を行うため
- ③ その他甲より委託された業務の遂行のため

2 乙は、甲の個人情報と特定個人情報について、個人情報保護法、番号法等関係法令の規定に則り取扱うものとし、その保護と管理のために必要かつ適切な措置を行うものとする。

第4条 (秘密保持)

甲及び乙は、当事者等より本契約の遂行により知り得た情報を、本契約の目的のためにのみ使用するものとし、相手方の事前の承諾がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は次の各号の一に該当する情報については適用しない。

- ① 開示を受けた際、既に公知であった情報
- ② 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- ③ 法令の定めるところにより守秘義務を負うものに対し、開示することが必要であると合理的に判断される情報

3 前各項の規定については業務終了後も同様とする。

第5条 (報告義務)

乙は、本契約の業務遂行に当たり甲が求めるときは、業務の処理の状況を報告しなければならない。本契約の業務が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

第6条 (事情の変化に伴う契約内容の変更)

本契約を結んだ後、甲の欠格事由等契約前に乙の知り得なかった事情の判明、法令の改廃制定等乙の責めに帰すべからざる事由により契約内容に変更が発生した場合、甲及び乙は、速やかに業務内容、業務報酬、処理期間の延長等、本契約内容の変更について協議しなければならない。この場合、甲が業務に必要な事項を知らず乙に伝える事を怠った等過失ある場合、乙は業務報酬、調査費用等を請求することができる。

第7条 (契約費用及び書類送付の費用等の負担)

各書面に添付する収入印紙等手数料、契約書や必要書類の送付費用、乙が甲を代理し官公庁等より証明書等必要書類を取得する場合（以下、「必要書類の取得代行」という。）にかかるすべての費用等は甲の負担とする。

第8条 (必要書類等の提供並びに取得代行)

甲は、本契約における業務にて必要となる各種必要書類を乙に提供する。甲が提供を拒む等して申請が遅れた結果、各種手続きの期限を徒過した等損害が発生した場合、その責は甲に帰すものとする。しかし別途個別契約により、乙が取得を代行すると定めた書類についてはこの限りではない。

2 乙が、証明書等必要書類の取得代行を行う場合、甲は、乙が求める委任状への押印、申請書への記入等の手続きを速やかに行う。甲が押印を拒む、甲が記入した申請書の内容に誤りがあった等により業務が遅滞し損害が発生した場合、その責は甲に帰すものとする。

第9条 (再委託)

乙は、事前に甲の承諾を書面で得た場合又は甲が指定した再委託先に再委託する場合、各個別業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。なお、甲が上記の承諾を拒否するには、合理的な理由を要するものとする。

2 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

第10条 (本人確認)

乙は、本契約に基づく業務の履行を始める時又は履行中、甲並びに関係当事者について、本人であることに間違いがないか

確認（以下、「本人確認」という。）を行うことができる。この確認を拒否、または確認の結果本人でないことが明らかとなった場合、乙は催告無しに本契約を解除することができる。その場合、乙は発生した損害の賠償等の責任を負わないものとし、業務報酬、調査費用等を請求することができる。

第 11 条（取得した許認可等の期限管理）

甲が、乙に委託した業務により許認可等を取得した後、その期限管理について、乙はその責任を負わない。しかし個別契約により期限管理に関する事項が定められている場合はその旨に従う。

第 12 条（業務終了後の書類の取り扱い）

乙は、本契約に基づく業務が完了した後、申請書の副本等、甲に返却すべき書類を速やかに引き渡さなければならない。なお、前条に規定した期限管理に関する事項が定められている等特別な事情がある場合は、別途協議し取り扱いについて定める。

第 13 条（業務報酬）

甲は、乙により申請の提出の完了等、本契約に基づく業務が完了し報酬の支払いを請求された場合、その日の翌日より起算して 2 週間以内にその報酬を乙に支払うものとする。なお、個別契約により別の旨が定められている場合はそれに従う。支払に必要な手数料等は甲が負担する。

2 甲の責めに帰すべからざる事由によって業務の履行ができなくなった場合、又は委任が履行の途中で終了した場合、乙は既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。甲の責めに帰すべき事由による場合は、民法の規定に従う。

3 乙の責めに帰すべからざる事由によって業務の完了が遅れた場合、乙は甲に対し理由を明示し報酬の増額を請求することができる。

第 14 条（当約款の公表）

乙は、当約款を以下のアドレスのホームページ上にて公表するものとする。（<http://www.blueskyoffice.org/>）

第 15 条（約款の変更等）

乙は、次の各号の一に該当する場合には、当約款を変更することができる。変更した場合、変更後の規定の内容をインターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める一ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用する。

- ① 当約款の変更が甲にとって利益となる変更であること
- ② 当約款の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容そのほかの変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合

2 変更の効力発生日以降に甲が意義を述べることなく、乙に対し本契約の履行の催告、報酬又は費用の支払い、必要書類の提出等を行った場合、甲は本約款の変更に同意したものとみなす。

第 16 条（債務不履行責任）

乙が、民法第 415 条の規定に基づいて損害賠償の責任を負担する場合、20 万円を負担額の上限とする。ただし、乙に故意又は重過失がある場合には生じた損害について賠償する責任を負う。なお、乙の責めに帰すべからざる事由により債務が履行不能となった場合は、甲はその損害の賠償を請求することができない。

2 甲が、必要書類の提出を拒む等、業務遂行への非協力的行為又は本契約及び当約款に違反する行為を行い、乙に対して損害を与えた場合、乙は甲に対しその損害の賠償を求めることができる。なお、甲の責めに帰すべき事由がない場合は、乙はその損害の賠償を請求することができない。

3 甲又は乙が、当約款に規定している場合及びその他本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、その損害（現実に生じた積極的損害に限り、消極的損害を含まない。）につく賠償する責任を負う。第三者に対して損害が発生した場合も同様とする。

第 17 条（甲による業務中止の請求）

甲は、乙に対し、何時であっても業務の全部又は一部の中止を求めることができる。なお、この請求は書面をもって行うものとする。

2 甲は、前項に規定する業務中止の請求を行った後、業務の再開を請求できる。その後、甲及び乙は処理期間及び業務報酬、費用およびその支払い方法等について協議を行う。乙はその協議にて甲と合意を形成した後、速やかに業務を再開する。

第 18 条（乙による業務中止の請求）

乙は、甲に対し、甲に求めた必要書類、実費、報酬の一部又は全部の引き渡し、協議の実施等が遅滞している場合、相当の期間を定めて催告した後、業務を中止し、甲にその旨の通知を行うことができる。

2 乙は前項に規定した必要書類、実費、報酬の一部又は全部の引き渡し、協議の実施等が行われ、甲より請求された場合、速やかに業務を再開しなければならない。なお、遅滞により損害が発生した場合、乙は甲に対し、その賠償の一部又は全部を請求することができる。

第 19 条（法令遵守）

本契約において行政書士法その他規則及び行政書士倫理綱領に抵触する事態が発生した場合、又はその恐れがある場合、

甲及び乙は、速やかに協議しなければならない。

第20条（解除）

甲及び乙は、信頼関係の維持に努め、業務を滞りなく完遂するために相互に協力する義務を負う。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、相手方へ催告すること無しに何時でも書面による相手方への通知により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 信頼関係が損なわれその回復が見込めない場合
- ② 当約款にて定められている協議が、甲又は乙から相手方に対しその実施を求めた日の翌日より起算して3週間以内に行われない場合
- ③ 当約款にて定められている協議において合意に至らない場合
- ④ 相手方が破産、民事再生、会社更生、特別清算手続の申立てを行い、又は申立てを受けたとき
- ⑤ その他本契約を維持するに相当でないと認められる事情がある場合

3 前項の規定により本契約を解除し、その原因について乙の責めに帰すべき事由がない場合、乙は業務の進捗に応じて甲に対し、業務報酬の一部又は全部を請求することができる。

第21条（協議記録）

乙は、甲との協議が終了した後、すみやかに書面にて記録し甲にその内容について確認をとらなければならない。甲は、確認した後、協議記録に署名する。乙は、協議記録の控えを保管し、甲に対しその正本を引き渡さなければならない。

2 乙は、協議記録の控えを業務が終了した日より起算して2年間事務所にて保管する。

3 甲及び乙は協議記録に記載されている内容に反すること、又は記載されていない内容に基づき、相手方に対して損害の賠償を求めてはならない。

第22条（税率の変動）

本契約の業務の中途において消費税法及び登録免許税法等の改定により税率が変動した場合には、改定後の報酬及び費用の支払いに関しては、改定後の税率により計算するものとする。

第23条（継続的適用）

本契約を締結した以後、甲及び乙間にて契約を別に締結した場合は当約款の規定を適用する。しかし契約書など書面、電磁的記録により別段の定めを設けた場合はこの限りではない。

第24条（免責事項）

乙は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

- ① 地震、暴風雨、洪水その他の天災地変による場合
- ② 戦争、暴動、内乱、火災による場合
- ③ 甲又は関係者等の故意、過失による場合
- ④ 本契約に基づき申請する許認可の欠格事由に甲が該当していた事が判明した場合、又は業務中に欠格事由に該当した場合
- ⑤ 取得した許認可等の期限管理及び関係書類の保管について、乙に故意又は重過失がない場合
- ⑥ 法令の改廃制定、公権力による命令処分その他政府による行為の場合
- ⑦ その他不可抗力による場合

第25条（反社会勢力の排除）

甲は業務委託の申し込みに際して、次に掲げる事項について確約する。甲又は乙が、次の各号の一に違反したことが判明した場合、その相手方は催告無しに本契約を解除することができる。

- ① 甲が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等の反社会勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- ② 前号に定める反社会勢力と一切関係を有しておらず、かつ将来にわたっても関係を有しないこと
- ③ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い、もしくは威力を用いて相互の信頼および信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為等を行わないこと

第26条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈される。

第27条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）の専属的合意管轄裁判所は、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所とする。